

平成22年度の環境の状況及び環境の保全と  
創造に関して講じた施策の概要

～ ひらかたの環境（環境白書）の概要 ～

# 目 次

## 第1部 平成22年度の環境の現況

1. 自然環境	1
2. 大気・音環境	3
3. 水環境	9
4. 化学物質	13
5. 廃棄物	16

## 第2部 平成22年度の環境基本計画に基づく主要な施策の実施状況

1. 人の健康の保護及び生活環境の保全	17
(1) 大気汚染の防止	17
(2) 騒音・振動の防止	17
(3) 自動車公害対策	18
(4) 水質汚濁の防止	18
(5) 土壌汚染の対策	20
2. 人と自然との共生	21
(1) 里山の保全	21
(2) 鳥獣の保護	21
(3) 自然保護啓発事業	21
3. 安全で良好な都市環境の形成	23
(1) 農地の保全	23
(2) 農と市民の交流	24
4. 快適な環境の創造	25
(1) 環境美化の推進	25
5. 循環を基調とする社会システムの実現	29
(1) 廃棄物の発生抑制	29
(2) 再使用・再生利用の促進	31
(3) エネルギー	33
6. 地球環境の保全	34
(1) 地球温暖化対策地域推進計画	34
(2) 枚方市役所CO <sub>2</sub> 削減プラン ～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～	36
(3) グリーンニューディール基金の活用	37
(4) 「エコ」工場化促進奨励金	37
(5) 商店街等の街路灯のLED化	37
(6) 緑のカーテンコンテスト	37
7. 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進	38
(1) 環境教育・環境学習の推進	38
(2) ひらかたエコライフキャンペーン	38
(3) ライトダウンキャンペーン	39
(4) ひらかたエコチェックDAY	40
(5) ひらかたエコフォーラム2011	40
(6) こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぼ」の普及	40

## 第1部 平成22年度の環境の現況

### 1. 自然環境

#### (1) 気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懐となることから、海風の影響を受けやすい位置にあります。また、瀬戸内海式気候区に属し比較的温暖な気候となっています。

平成22年の気温は、平均16.6℃、最高37.6℃、最低-2.6℃です（図1-1-1、表1-1-1参照）。

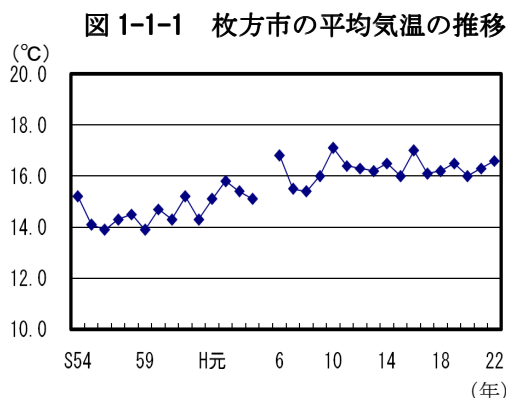


表1-1-1 枚方地域気象観測所（アメダス）における気象データの経年変化

	気温 (°C)			降水量 (mm)	風速 (m/sec)		日照時間 (h)
	平均	最高	最低		平均	最大	
平成13年	16.2	38.3	-2.9	1,062.0	1.7	8.0	1,834.6
14	16.5	38.2	-2.2	922.0	1.7	7.0	1,778.9
15	16.0	35.6	-3.8	1,636.0	1.6	7.0	1,516.4
16	17.0	36.6	-3.0	1,494.0	1.5	9.0	1,874.9
17	16.1	36.5	-2.9	786.0	1.4	6.0	1,667.3
18	16.2	38.4	-2.8	1,455.0	1.6	8.0	1,480.5
19	16.5	38.5	-1.1	1,141.0	1.5	7.0	1,997.0
20	16.0	36.1	-2.1	1,376.0	1.4	7.0	1,897.6
21	16.3	36.5	-1.9	1,262.0	1.5	7.0	1,896.2
22	16.6	37.6	-2.6	1,639.5	1.8	8.3	1,909.5

#### (2) 自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林地帯が分布し、西部には淀川の河川敷の河畔林、これに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫くように3本の河川（船橋川、穂谷川、天野川）が流れています。また、市内には、孤島のような樹林地帯である孤立林として比較的大きな山田池公園をはじめ、小面積の斜面樹林や社寺林が点在しています。

#### (3) 自然環境の特徴

##### ① 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

穂谷・尊延寺地区の里山は、棚田やため池、森林など、さまざまな環境が組み合わせられており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に育成しています。また、オオタカ、サンバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。里山では、農業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト（重点調査地域）として選定され、平成18年度から専門家、ボランティアの市民による調査が行われています。

## ② 水辺地

### ア. 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が深く認識され、楠葉地区、樋之上地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物（大規模な氾濫原を特徴付ける植物）が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原が見られ、対岸の鶴殿（高槻市）のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

また、天野川では平成 21 年 7 月に開催した市民公開調査「水辺の楽校」で、初めてアユが確認され、平成 22 年度も引き続き確認されるとともに、これまでみられなかったウキゴリも見つかるなど生息環境が回復傾向にあります。

### イ. ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間にさまざまな水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市街地の大きなものから里山に残る小さなため池までさまざまな形態が見られますが、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間といえます。

ブラックバスやブルーギルが里山のため池でも確認されるなど、在来種の生息が危ぶまれています。

## ③ 農地

かつて水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカが生息し、それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していました。一時期、強い農薬の使用によって、生物の多様性が失われましたが、回復の傾向にあります。市街地では、宅地化等により農地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの要となり得ます。

## ④ 市街地の孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内の孤立林としては、比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積かつ帯状の斜面樹林、点在する社寺林など面積 200m<sup>2</sup>以上の孤立林が多く存在します。また、東部地域における住宅開発や道路によって分断、細分化された孤立林には里山に由来する多様な生物が生息しています。

## 2. 大気・音環境

### (1) 大気環境の現況

大気汚染は、工場または事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から大気中に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の汚染物質が排出されることによって起こります。

これらの大気汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼします。このため、人の健康を確保するうえで維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められており、これを達成し、維持するために、固定発生源の排出規制や移動発生源対策など種々の規制を行うとともに大気環境の状況の把握を行っています。

大気環境については、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局（以下「一般局」）3局、自動車排出ガスの影響を受ける道路周辺に設置している自動車排出ガス測定局（以下「自排局」）2局で常時監視を行っています（図1-2-1参照）。

平成22年度は、すべての測定局で二酸化窒素、浮遊粒子状物質（長期的評価）、二酸化硫黄及び一酸化炭素について環境基準を達成しました（表1-2-1参照）。

また、第二京阪道路による大気環境等への影響を適切に把握するため、第二京阪道路環境監視局（以下「第二京阪局」）2局を設置し、大気等の監視を行っています（図1-2-1参照）。

第二京阪局における大気汚染の状況を見ると、平成22年度は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質（長期的評価）について環境基準値を下回る結果が得られました（表1-2-2）。

図 1-2-1 市内の大気汚染測定局位置図

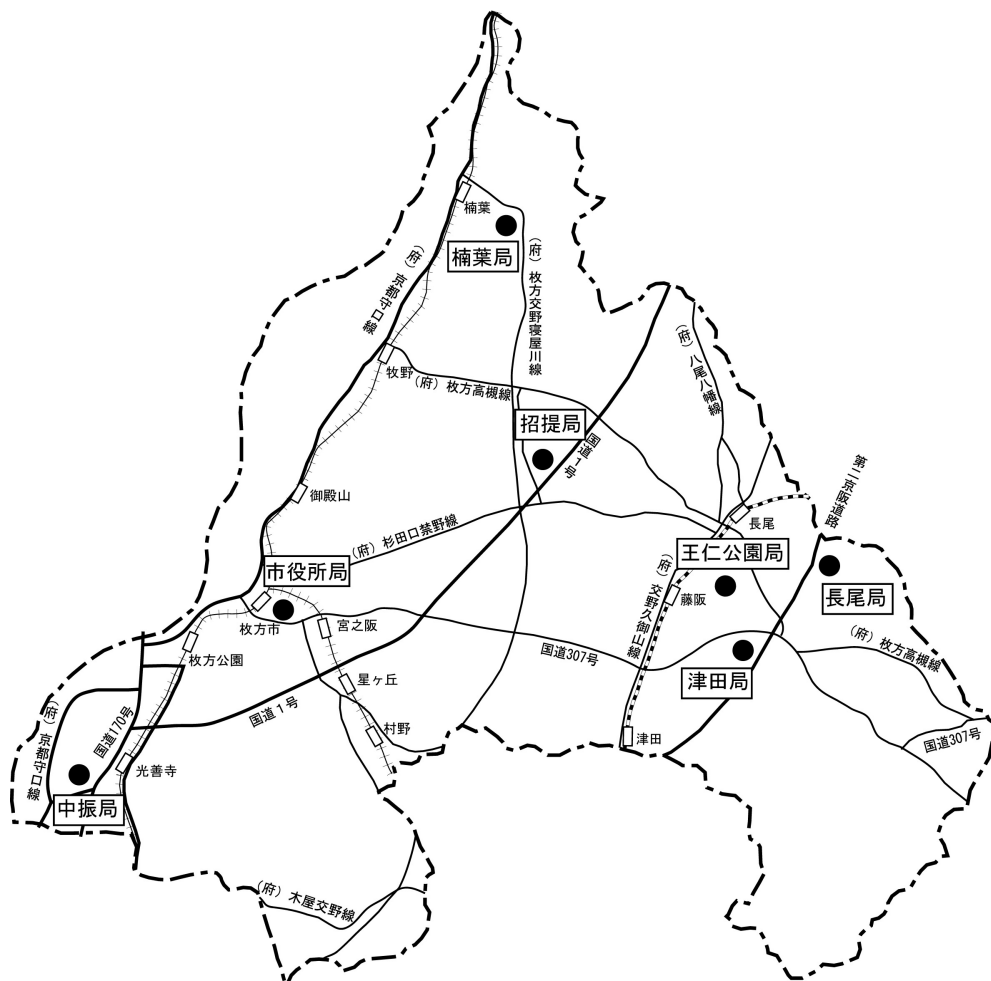


表 1-2-1 平成 22 年度大気汚染環境基準達成状況

測定項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		光化学オキシダント (ppm)	二酸化硫黄 (ppm)		一酸化炭素 (ppm)		
	長期的評価 (年間98%値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (8時間平均値)	
環境基準	0.04~0.06以下	0.10以下	0.20以下	0.06以下	0.04以下	0.1以下	10以下	20以下	
一般局	楠葉	○ (0.035)	○ (0.053)	○ (0.105)	× (0.128)	—	—	—	—
	枚方市役所	○ (0.037)	○ (0.045)	○ (0.089)	× (0.128)	○ (0.003)	○ (0.010)	—	—
	王仁公園	○ (0.029)	○ (0.059)	○ (0.120)	× (0.131)	○ (0.002)	○ (0.008)	—	—
自排局	招提	○ (0.051)	○ (0.051)	○ (0.123)	—	—	—	—	
	中振	○ (0.052)	○ (0.061)	× (0.363)	—	○ (0.008)	○ (0.017)	○ (0.8)	○ (1.3)

(注) ○：環境基準を達成した項目 ×：環境基準が達成されなかった項目 —：測定していない項目

表 1-2-2 平成 22 年度の第二京阪局における大気環境基準値との比較

測定項目	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		光化学オキシダント (ppm)	二酸化硫黄 (ppm)		一酸化炭素 (ppm)	
	長期的評価 (年間98%値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (最高1時間値)	長期的評価 (2%除外値)	短期的評価 (8時間平均値)
環境基準	0.04~0.06以下	0.10以下	0.20以下	0.06以下	0.04以下	0.1以下	10以下	20以下
第二京阪局	長尾	○ (0.032)	○ (0.054)	× (0.306)	—	—	—	—
	津田	○ (0.035)	○ (0.052)	○ (0.093)	—	—	—	—

(注) ○：環境基準値を下回った項目 ×：環境基準値を超過した項目 —：測定していない項目

### ① 二酸化窒素

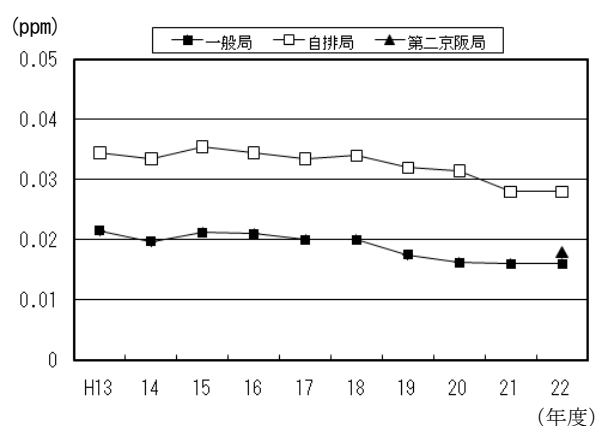
二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の主要な成分で、主に物の燃焼により発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成 22 年度は、一般局 3 局及び自排局 2 局で測定し、すべての測定局で環境基準を達成しました。

また、第二京阪局 2 局でも測定し、2 局ともに環境基準値を下回りました。

なお、二酸化窒素濃度（年平均値）は、一般局、自排局とも緩やかな改善傾向にあります（図 1-2-2 参照）。

図 1-2-2 二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



## ② 浮遊粒子状物質

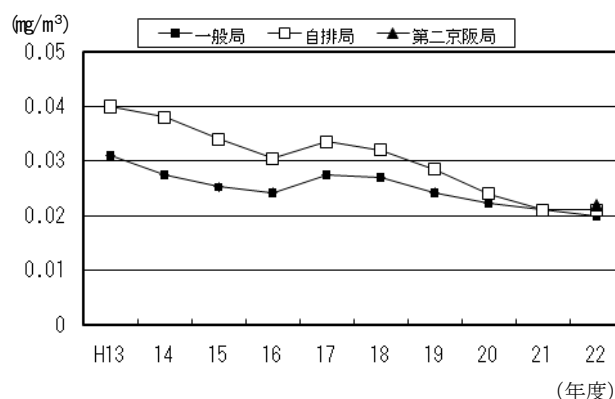
浮遊粒子状物質は、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の大気中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場から発生するばいじん、ディーゼル排ガス等が原因とされ、これらは、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼすといわれています。

平成22年度は、一般局3局及び自排局で測定し、すべての測定局で、長期的評価は環境基準を達成しました。しかし、短期的評価は、1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間が中振局で1月から3月にかけて計5時間観測されており、環境基準を達成できませんでした。

また、第二京阪局2局でも測定し、2局とも長期的評価は、環境基準値を下回っていました。しかし、短期的評価は、1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間が長尾局で1月に2時間観測されていました。

なお、浮遊粒子状物質（年平均値）は、一般局、自排局とも減少傾向で推移しています（図1-2-3参照）。

図1-2-3 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



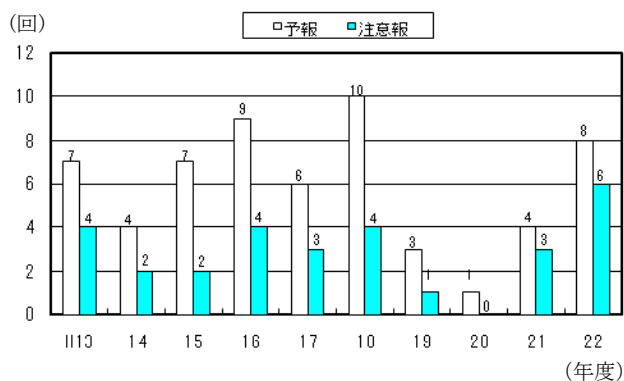
## ③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因物質となっています。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへ刺激や呼吸器への影響を及ぼし、農作物へも影響を与えることがあります。

光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、全国的にも極めて低く、平成22年度は、本市においても一般局3局すべてで達成できませんでした。

なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められるときは、大阪府が光化学スモッグ情報を発令しています。平成22年度の本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ情報発令回数は、図1-2-4に示すとおり予報8回、注意報6回で、平成21年度より増加しています。

図1-2-4 光化学スモッグ情報発令回数の推移



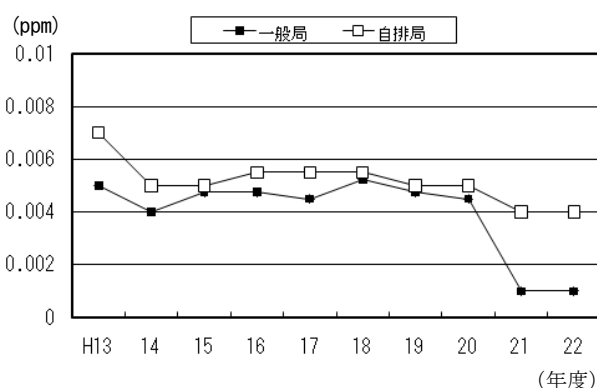
#### ④ 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含む石油や石炭などの燃料を燃焼することにより発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成22年度は、一般局2局及び自排局1局で測定し、すべての測定局で長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しました。

また、二酸化硫黄濃度（年平均値）は、一般局、自排局とも減少傾向で推移しています（図1-2-5参照）。

図 1-2-5 二酸化硫黄濃度（年平均値）の推移



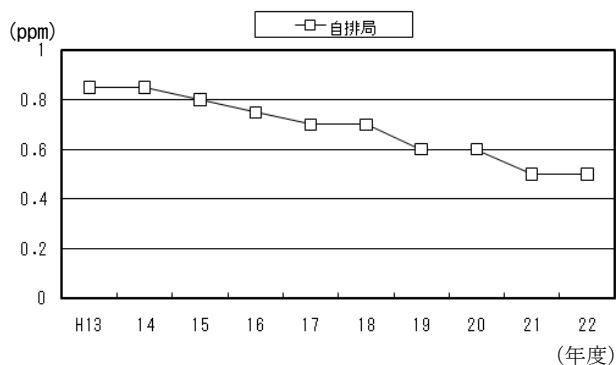
#### ⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の燃焼時における不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっており、体内の酸素循環を阻害するといわれています。

平成22年度は、自排局1局で測定し、環境基準を達成しました。

また、一酸化炭素濃度（年平均値）は、自排局では、減少傾向で推移しています（図1-2-6参照）。

図 1-2-6 一酸化炭素濃度（年平均値）の推移



### (2) 騒音・振動の現況

道路に面する地域28地点及びそれ以外の地域（以下「一般地域」）24地点のうち、平成22年度は、道路に面する地域10地点及び一般地域8地点で、環境騒音モニタリング調査等を実施しました。

道路に面する地域における面的評価による環境基準の達成状況は、市全体で昼夜ともに達成できたのは21,048戸（90.5%）、昼間のみ達成は772戸（3.3%）、夜間のみ達成は8戸（0.1%）で、1,421戸（6.1%）については、昼夜ともに環境基準を超過していました（表1-2-2参照）。

なお、道路に面する地域において、同時に道路交通振動についても調査したところ、振動レベルは36～47dBでした。

また、一般地域における騒音レベルは、表1-2-3に示すとおり、全ての地点で環境基準を達成しました。



表 1-2-3 道路に面する地域の環境基準達成状況

道路の種類別	評価区間 延長 (km)	評価 区間 (区間)	評価対象 住居等戸数	昼夜とも 基準値満足	昼間のみ 基準値満足	夜間のみ 基準値満足	昼夜とも 基準値超過
一般国道	24.2	10	4,331戸 (100%)	3,817戸 (88.1%)	151戸 (3.5%)	2戸 (0.0%)	361戸 (8.3%)
府道	53.7	18	18,918戸 (100%)	17,231戸 (91.1%)	621戸 (3.3%)	6戸 (0.0%)	1,060戸 (5.6%)
全 体	77.9	28	23,249戸 (100%)	21,048戸 (90.5%)	772戸 (3.3%)	8戸 (0.1%)	1,421戸 (6.1%)

(注) 昼間とは、午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは、午後 10 時から午前 6 時までをいいます。

表 1-2-4 一般地域の環境基準達成状況

地域の区分	地点数	昼 間			夜 間		
		環境 基準	測定値	適合地点数 (適合率%)	環境 基準	測定値	適合地点数 (適合率%)
A地域 専ら住居の用に供される地域	12	55dB	39~ 47dB	12 (100%)	45dB	32~ 40dB	12 (100%)
B地域 主として住居の用に供される地域	6	55dB	43~ 47dB	6 (100%)	45dB	35~ 45dB	6 (100%)
C地域 相当数の住居と併せて商業、工業等 の用に供される地域	6	60dB	41~ 50dB	6 (100%)	50dB	39~ 45dB	6 (100%)
全 地 域	24	—	39~ 50dB	24 (100%)	—	32~ 45dB	24 (100%)

(注) 昼間とは、午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは、午後 10 時から午前 6 時までをいいます。

### (3) 自動車交通の現況

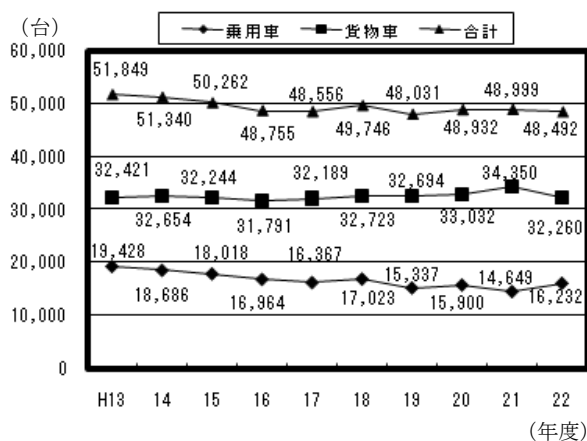
#### ① 自動車交通量の推移

国道 1 号における昼間交通量は、ほぼ横ばい状況にあります(図1-2-7参照)。

また、平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、表1-2-4のとおりです。

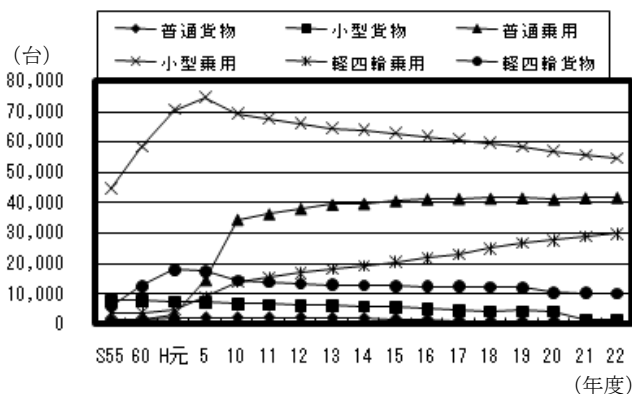
本市の自動車保有台数は、平成23年3月31日現在で約20万7,000台となり、軽自動車(四輪乗用)の保有台数が増加し、小型貨物の保有台数が減少する状況にあります(図1-2-8参照)。

図 1-2-7 国道 1 号における昼間交通量の推移



(注) 資料：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

図 1-2-8 自動車保有台数の推移



(注) 資料：大阪府北河内府税事務所、枚方市市民税課

表 1-2-5 第二京阪道路交通量調査結果（平成 22 年 11 月）

測定地点	測定対象道路	交通量（台/日）			
		大型車類	小型車量	合計	二輪車
津田局	専用部	3,376	31,603	34,979	—
	一般部	5,695	17,819	23,514	1,877
長尾局	専用部	9,115	28,193	37,308	—
	一般部	4,873	17,705	22,578	1,793

② 道路における騒音測定結果

道路に面する地域の騒音レベルは、昼間が51～73dB、夜間が46～72dBであり、道路交通振動レベルは30～50dBでした。

騒音レベル及び振動レベルの測定結果を、表1-2-5に示します。

表 1-2-6 環境騒音測定結果（道路に面する地域）及び道路交通振動測定結果

道路名	車線	測定場所	測定期間	道路端からの距離(m)	高さ(m)	地域類型	用途地域	騒音レベル 上段:LAeq(dB) 下段:LA50(dB)		振動レベル L <sub>10</sub> (dB)
								昼間	夜間	
国道1号 ※	4	枚方市出屋敷元町1丁目	H22.10.18 ～10.20	-0.5	1.2	近接	準工	73	72	—
								71	63	
国道1号 ※	8	枚方市北中振3丁目	H22.10.18 ～10.20	0.5	1.0	近接	準工	72	69	—
								69	60	
国道1号 ※	3	枚方市長尾台3丁目	H22.10.18 ～10.20	3.9	1.2	近接	一低	52	48	—
								49	43	
国道1号 (第二京阪)	2	枚方市長尾台4丁目	H22.6.9 ～6.10	7.5	1.5	近接	一低	51	54*	—
			H22.11.16 ～11.17	7.5	1.5	近接	一低	49	52*	
国道1号 (第二京阪)	2	枚方市津田東町3丁目	H22.6.9 ～6.10	5.5	2.0	近接	調整	51	45	—
			H22.11.16 ～11.17	5.5	2.0	近接	調整	45	40	
国道307号	2	枚方市尊延寺6丁目	H22.10.25 ～10.27	2.6	1.5	近接	二中	72	67	47
								67	49	
府道枚方交野 寝屋川線	2	枚方市楠葉並木2丁目	H22.11.9 ～11.11	8.1	1.5	近接	近商	66	61	43
								63	48	
府道枚方交野 寝屋川線	2	枚方市高田2丁目	H22.11.23 ～11.25	5.7	1.5	近接	二中	69	63	36
								66	50	
府道枚方山城線	2	枚方市宗谷1丁目	H22.10.25 ～10.27	4.4	1.5	近接	二中	70	64	46
								62	42	
府道杉田口禁野線	2	枚方市中宮東之町	H22.11.9 ～11.11	6.0	1.5	近接	一住	68	64	43
								67	54	

※は、国土交通省提供データ

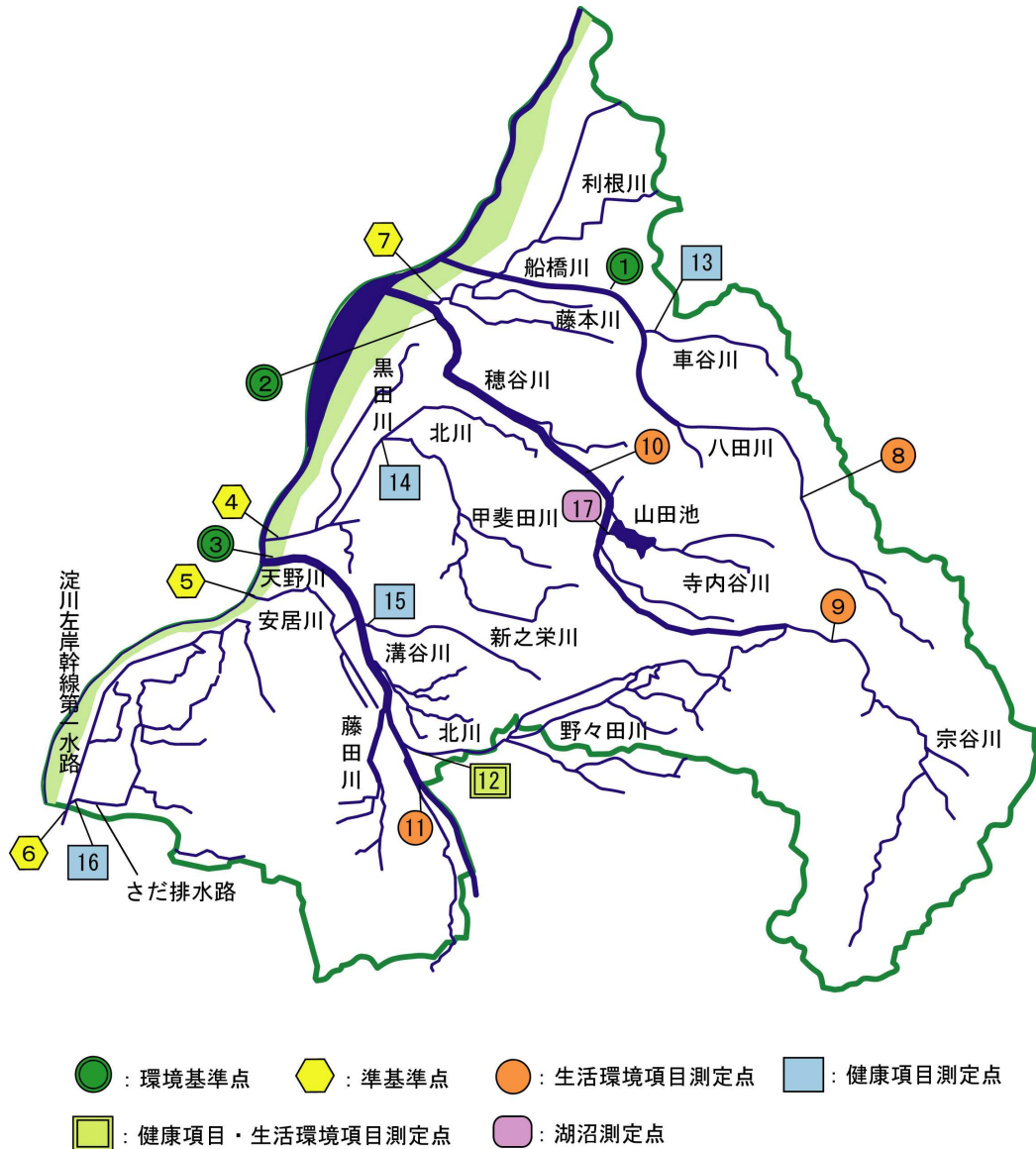
\*の測定値については、近くの田んぼのカエルの鳴き声が大きく録音されていた。

### 3. 水環境

#### (1) 河川水質の現況

本市では、市内河川等の水質の状況を把握し、各種施策に反映させるため、河川 16 地点、山田池 1 地点で水質調査を実施しています。各測定地点の位置は図 1-3-1 のとおりです。

図 1-3-1 河川等水質調査地点図



番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	10	穂谷川	穂谷川新橋
2	穂谷川	淀川合流直前	11	天野川	枚方交野市境
3	天野川	淀川合流直前	12	北川	北川流末
4	黒田川	西ノ口樋門	13	車谷川	車谷川流末
5	安居川	淀川合流直前	14	黒田川	北川合流直前
6	淀川左岸幹線第一水路	枚方寝屋川市境	15	溝谷川	溝谷川流末
7	藤本川	淀川合流直前	16	蹠跏排水路	蹠跏排水路流末
8	船橋川	新宇治橋	17	山田池	山田池池尻
9	穂谷川	上渡場橋			

## ① 人の健康の保護に関する項目

人の健康の保護に関する項目は、水質汚濁に係る環境基準において、人の健康の保護のためにカドミウム、全シアン、鉛等の27項目が定められています。

平成22年度は、環境基準点3地点（船橋川、穂谷川及び天野川の流末）のすべてにおいて、環境基準を達成するとともに、準基準点、独自測定点においても環境基準を満足していました。

## ② 生活環境項目

生活環境項目は、水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量及び大腸菌群数の5項目が定められています。

平成22年度は、環境基準点3地点のうち、天野川の流末について、有機汚濁の代表的指標とされる生物化学的酸素要求量（BOD）が、環境基準を達成しました。

環境基準点におけるBODの環境基準達成状況と生活環境項目の環境基準超過状況を表1-3-1及び表1-3-2に示します。

表 1-3-1 BODの環境基準達成状況

河川名	地点名	環境基準	BOD75%値	環境基準の評価 達成○ 未達成×
船橋川	新登橋上流	3mg/L 以下	3.3	×
穂谷川	淀川合流直前		5.5	×
天野川	淀川合流直前		2.8	○

(注) 75%値:年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に0.75を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

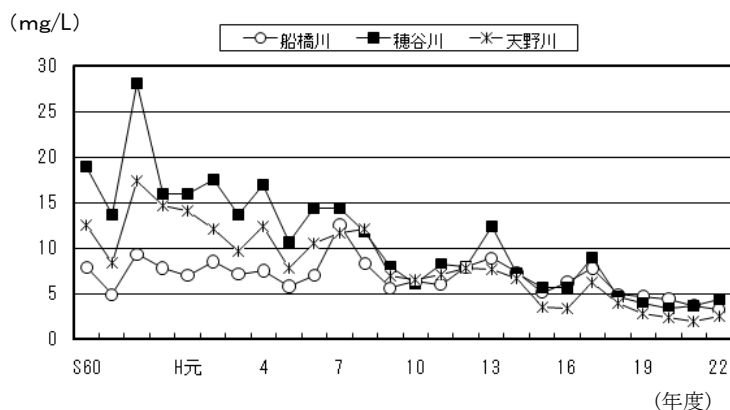
表 1-3-2 生活環境項目の環境基準超過状況

項目 河川	pH		BOD		SS		DO		大腸菌群数	
	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%	m/n	%
船橋川	6/48	13	6/12	50	0/12	0	0/12	0	2/12	17
穂谷川	2/48	42	6/12	50	1/12	8	0/12	0	3/12	25
天野川	5/48	10	2/12	17	1/12	8	0/12	0	3/12	25

(注) nは総検体数、mは環境基準超過検体数を示しています。

また、環境基準点のBODの年平均値の推移は、図1-3-2に示すとおりで、年によって若干変動があるものの、長期的には減少傾向にあります。

図 1-3-2 環境基準点でのBODの年平均値の推移



### ③ 特殊項目

特殊項目は、人体に対する生理的な障害は少ないとされているが、排水基準が設定されており、水域の特性を把握するために必要な項目で、銅、溶解性鉄等 11 項目が定められていますが、指針値は設定されていません。

平成 22 年度は、市内 12 地点で調査を行いました。

### ④ 要監視項目

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として、クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン等 28 項目が指定されています。

平成 22 年度は、基準点及び準基準点の 7 地点で測定を行い、すべての地点で指針値を下回っていました。

## (2) 地下水質の現況

本市では、地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

### ① 概況調査

概況調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、平成 22 年度は、天之川町地区、招提大谷地区及び尊延寺地区の 3 地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点で環境基準を満足していました。

### ② 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、市域において、大阪府地下水質保全対策要領で定められた地下水汚染が発見された際に、同要領に基づいて、本市、大阪府及び枚方保健所等の関係機関で組織される「地下水質汚染地区対策会議」により共同で行う、汚染井戸の周辺地区における調査です。

平成 22 年度は、出口地区で実施しました。

#### ア. 出口地区

出口地区で土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査において汚染が確認されたことから、地下水汚染調査を実施したところ、ふっ素及びぼう素について汚染が確認されたので、汚染が発見される発端となった井戸から半径 500m 内における井戸の所在調査及び採水調査を行った結果、その周辺井戸において環境基準値を超える値が検出されませんでした。土地の利用状況や周辺状況から、継続的な監視を行う必要はありませんが、概況調査等により、監視を行っていきます。

### ③ 継続監視調査

継続監視調査は、汚染の継続的な監視が必要とされた井戸の調査です。平成 22 年度については、11 地区（長尾元町、出屋敷西町、津田元町、片鉾本町、池之宮、楠葉中之芝、中宮山戸町、中宮、尊延寺馬廻、茄子作北町及び東香里元町）の 15 井戸で調査を行いました。その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、楠葉中之芝地区で砒素が、津田元町地区で 1, 1-ジクロロエチレンが、茄子作北町地区で総水銀と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素がそれぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査で継続的に監視をしている井戸は、一定期間以上、環境基準を満足する状況が認められる場合、再度周辺井戸を調査し、汚染の改善が確認されると、継続監視調査を終了することとしています。

#### 4. 化学物質

##### (1) 環境中の化学物質の現況

###### ① ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こす等の影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、本市は平成22年度に、大気1地点、地下水1地点、土壌1地点のダイオキシン類調査を実施しました。

なお、平成22年度は、大阪府も本市域内で大気1地点、河川水質3地点、底質3地点についてダイオキシン類の調査を行っています。

ダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準を満足していました。

###### ア. 大気

王仁公園局(一般局)で調査を実施し、年平均値は表 1-4-1 に示すとおり 0.019pg-TEQ/m<sup>3</sup> であり、環境基準を満足していました。

表 1-4-1 大気中のダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
	5/13~5/20	8/19~8/26	10/21~10/28	1/13~1/20	
王仁公園局	0.013	0.023	0.014	0.024	0.019
枚方市役所局	0.024	0.042	0.019	0.013	0.025

(注) 環境基準: 年平均値で 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 備考: 枚方市役所局は大阪府が測定

###### イ. 河川水質及び底質

河川水質及び底質については、大阪府が調査を実施し、船橋川、穂谷川及び天野川の 3 地点の結果は、表 1-4-2 に示すとおり、水質は 0.17~0.77pg-TEQ/L、底質は 0.50~2.0pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 1-4-2 河川水質及び底質のダイオキシン類濃度

(単位: 水質は pg-TEQ/L、底質は pg-TEQ/g)

調査地点	河川水質			底質
	春季	秋季	年平均	
船橋川(新登橋上流)	0.77	0.17	0.47	0.73
穂谷川(淀川合流直前)	0.30	0.21	0.26	2.0
天野川(淀川合流直前)	0.76	0.21	0.49	0.50

(注) 環境基準: 河川水質は 1pg-TEQ/L 底質は 150pg-TEQ/g

備考: 大阪府が測定

## ウ. 地下水質

天之川町で調査を実施し、表 1-4-3 に示すとおり 0.15pg-TEQ/L であり、環境基準を満足していました。

表 1-4-3 地下水質のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	試料採取日
天之川町	0.15	平成 22 年 11 月 15 日

(注) 環境基準：1pg-TEQ/L

## エ. 土壌

殿山第二小学校で調査を実施し、表 1-4-4 に示すとおり 0.33pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 1-4-4 土壌中のダイオキシン類濃度

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	測定値	試料採取日
殿山第二小学校	0.33	平成 22 年 11 月 15 日

(注) 環境基準：1000pg-TEQ/g

## ② アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼす恐れがあることが知られている物質であり、平成 17 年度より測定を実施しています。

平成 22 年 11 月 24 日から 26 日の 3 日間に、枚方市役所局（一般局）で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点におけるアスベスト濃度は、表 1-5-5 のとおり 3 日間共に 0.057 本/L 未満でした。なお、この値は、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア（注）と比べて低い濃度でした。

表 1-4-5 大気中のアスベスト濃度

(単位：本/L)

調査地点	測定値			平均値 (幾何平均)
	平成 22 年 11 月 24 日	平成 22 年 11 月 25 日	平成 22 年 11 月 27 日	
枚方市役所局	0.057 未満	0.057 未満	0.057 未満	0.057 未満

(注) 世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア

『世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10 本/L 程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。』



### ③ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称で、現在、環境省により234物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる22物質が優先取組物質として選定されています。

本市では、優先取組物質のうち測定法が確立している物質について、枚方市役所局（一般局）で19物質、招提局（自排局）で5物質を測定しています。

その結果、環境基準が設定されている項目、及び環境基準が設定されていない物質のうち指針値が設定されている項目については、表1-4-6のとおり、基準値または指針値を下回っていました。

表 1-4-6 有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

(環境基準が設定されている物質)

項目 (単位)	ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
枚方市役所局	0.94	0.35	0.16	1.4
招提局	0.96	—	—	—
環境基準	3	200	200	150

(指針値が設定されている物質)

項目 (単位)	アクリロ ニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	塩化ビニル モノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	水銀及び その化合物 ( $\text{ngHg}/\text{m}^3$ )	ニッケル 化合物 ( $\text{ngNi}/\text{m}^3$ )	クロロ ホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1, 2- ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1, 3- ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ヒ素及び その 化合物 ( $\text{ngAs}/\text{m}^3$ )
枚方市役所局	0.012	0.023	1.9	5.0	0.17	0.11	0.15	1.4
招提局	—	—	—	—	—	—	0.19	—
指針値	2	10	40	25	18	1.6	2.5	6

## 5. 廃棄物

### (1) ごみの現況

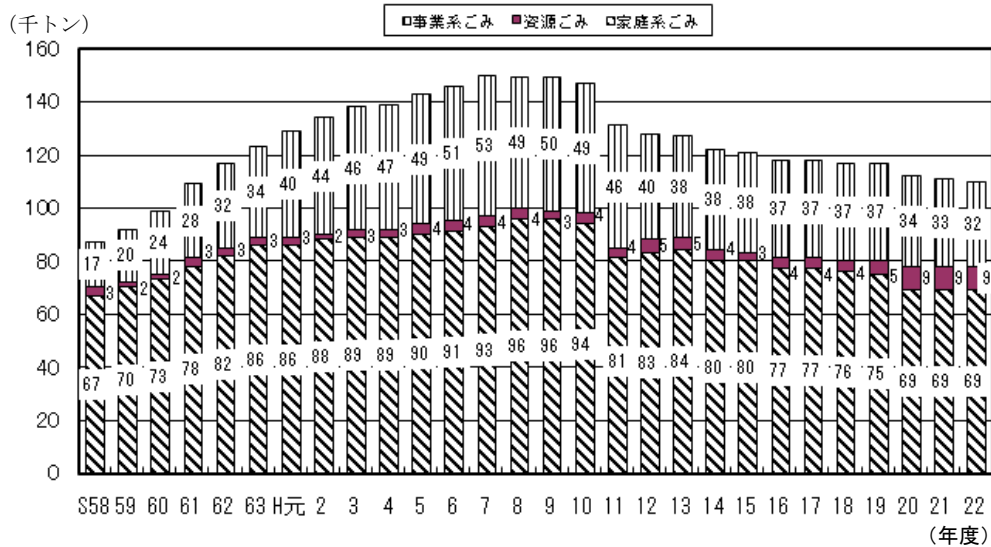
#### ① ごみ処理量の推移

平成22年度における本市のごみの年間処理量は、約11万トンとなっています。

本市におけるごみ処理量は、昭和58年度以降から大量生産・大量廃棄型の社会を背景に増加を続けましたが、平成10年10月のごみ袋の透明・白色半透明化の実施、平成11年3月の粗大ごみ電話申込制の導入などによる減量効果が現れ、平成11年度から減少傾向に転じ、平成22年度ではピーク時の平成7年度に比べ、約4万トン(27.4%)減少しています。また、平成20年2月から全市域でペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を開始したことにより、ごみ処理量のうち資源ごみの割合が増加しています。家庭系ごみ・資源ごみ・事業系ごみの内訳は、図1-5-1のとおりです。

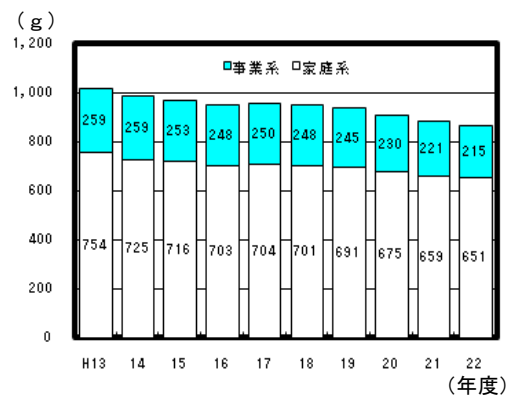
なお、ごみの処理方法別の構成は、焼却が76.79%、資源化が23.21%となっています。

図1-5-1 ごみ処理量の推移グラフ



また、1人当たりの1日ごみ量の推移は図1-5-2に示すように、平成22年度については866g(集団回収含む)(内訳:家庭系651g、事業系215g)で、前年度に比べて14g(1.59%)減少しており、全国平均994g(平成21年度)や大阪府平均1,117g(平成21年度)と比較しても大幅に低い値となっています。

図1-5-2 1人あたりの1日ごみ量の推移



## 第2部 平成22年度の環境基本計画に基づく主要な施策の実施状況

### 1. 人の健康の保護及び生活環境の保全

#### (1) 大気汚染の防止

##### ① 工場・事業場に対する規制

大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」）において、大気汚染物質である硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などを発生するおそれのあるボイラーや金属加熱炉などの施設を設置しようとする事業者に対し、事前の届出や規制基準の遵守、設置後のばい煙量の測定などを義務づけています。

また、枚方市公害防止条例（以下「市条例」）では、工場等で使用する燃料について、硫黄分の少ない燃料を使用するよう規制を行っています。

さらに、大気汚染防止法及び府条例に基づき、対象となる事業者に対して、有害大気汚染物質及び揮発性有機化合物に対する規制を行っています。

本市では、大気汚染防止法や府条例、市条例に基づく申請に対して審査を行うとともに、大気汚染物質発生施設を有する工場・事業場に対して、立入検査を行いました。

なお、平成22年10月1日に大阪府より本市に、工場に係る大気汚染防止法及び府条例（大気関係）、ダイオキシン類特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による届出、規制及び指導等に係る事務が権限移譲されました。

##### ② アスベスト対策

アスベストはその性能から、昭和30年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、その解体時における飛散を防止するために、本市では、大気汚染防止法または府条例に基づくアスベスト除去に関する作業実施届出が提出された場合に、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています（表2-1-1）。

表 2-1-1 アスベスト除去に関する作業実施届出件数

区 分	大気汚染防止法	府 条 例	合 計
件 数	17	20	37

#### (2) 騒音・振動の防止

##### ① 建築物の解体工事に伴う事前周知等

本市では、建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成20年10月1日に施行し、建築物の解体工事を実施する際には、事業者に対し、解体床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、標識の設置と説明資料の配布や説明会の開催などによって、周辺住民等へ周知を行うよう指導をしています。

平成22年度は、288件の届出がありました。

### (3) 自動車公害対策

#### ① 低公害車等の導入

「枚方市低公害車等導入指針」に基づき、公用車にハイブリッド車、天然ガス車、低排出ガス認定基準かつ燃費基準早期達成車などの大気汚染物質の排出が少なく燃費性能が優れている車（低公害車等）の導入を計画的に進めています。平成 22 年度はハイブリッド車 2 台を含め 20 台の低公害車等を導入し、全公用車に占める低公害車等の割合は平成 22 年度末現在 29%となりました。

また、平成 22 年 12 月に新たに電動バイク 15 台を公用車に導入し、本庁及び教育委員会で使用しています。

### (4) 水質汚濁の防止

#### ① 工場・事業場に対する規制

水質汚濁防止法（以下「水濁法」）では、水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を特定施設とし、これらを設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」）に対して、設置又は構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排水基準（以下「一律排水基準」）を定め規制しています。さらに大阪府では、上水道水源については一律排水基準では環境保全が図れないとして、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により、一律排水基準より厳しい排水基準を設定し、規制しています。なお、本市域の大部分については、上水道水源に位置していることから、この規制を受けています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排出水量が 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場について特定施設の設置や重要事項の変更を大阪府知事の許可制とし、申請の際に下流域への環境影響の事前評価を義務づけています。

府条例では、特定施設以外の施設で水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を届出施設と定め、これらの設置又は構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、排水基準を定め規制しています。

本市では、水濁法や府条例、市条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、公共用水域へ排水する工場・事業場に対して、立入検査を行いました。

#### ② 生活排水対策

公共下水道や浄化槽で処理されず、河川や水路に流されるトイレ、炊事、洗濯や入浴など日常生活に伴って排出される汚水（生活排水）が水質汚濁の大きな要因となっています。

こうした生活排水の適正処理に関する基本的な方針や取り組みを定めた「枚方市生活排水処理基本計画」を平成 16 年 9 月に策定し、公共下水道の整備や公共下水道への未接続家庭の解消、公共下水道整備区域外での合併処理浄化槽への転換、生活排水に係る啓発などを推進しています。また平成 21 年 11 月には生活排水適正処理率（公共下水道と合併浄化槽で生活排水を処理している人口の割合）の目標を平成 24 年度に 93.4%とするなど中間見直しを行いました。

## ア. 公共下水道の整備

下水道事業は、トイレの水洗化など生活環境を向上させるだけでなく、水路・河川などの公共水域の水質改善を図り、快適な水環境を創造するなど、市民生活に欠くことのできないライフラインとして、重要な役目を担っています。

そこで、本市の下水道計画は市域の面積 6,508ha の内、約 8 割にあたる 5,217ha を公共下水道計画区域として位置づけています。

本市の流域下水道は、市域北部・中部の汚水を処理する淀川左岸流域下水道と市域南部の汚水を処理する寝屋川左岸流域下水道に分かれており、それぞれの整備状況は表 2-1-2 のとおりです。

表 2-1-2 流域下水道別整備状況

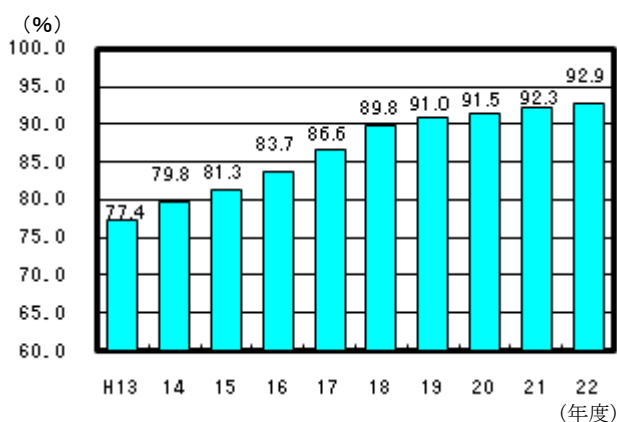
(平成 23 年 3 月 31 日現在)

項目	流域下水道名	淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合計
計画面積 ha		4,549	668	5,217
計画区域内現在人口(A) 人		347,127	63,799	410,926
整備済面積 ha		2,711	506	3,217
整備済区域内人口(B) 人		318,427	63,450	381,877
処理面積 ha		2,679	505	3,184
処理区域内人口(C) 人		315,978	63,450	379,428
水洗化人口(D) 人		291,585	59,631	351,216
整備状況 B/A×100 %		91.7	99.5	92.9

平成 23 年 3 月 31 日現在の公共下水道整備普及率は、図 2-1-1 に示すとおり 92.9% (平成 22 年度目標値：下水道整備普及率 92.9%、達成率 100%) でした。

また、平成 23 年 3 月 31 日現在の整備面積は 3,217ha、整備人口は 381,877 人となりました。(表 2-1-2 参照)

図 2-1-1 公共下水道整備普及率の推移



## イ. 市民への啓発

台所排水の汚濁負荷を減らす工夫など家庭でできる生活排水対策の実践を、広報ひらかたへの掲載やリーフレットの配布、イベントでの展示などを通じ呼びかけています。

また、生活排水を処理する浄化槽は定期的な維持管理を怠ると適正に機能しなくなり水質汚濁の原因となることから、大阪府枚方保健所と協力し浄化槽の適正管理に関する啓発を行っています。

さらに、公共下水道が整備されているにもかかわらず接続されていない家庭に対し、個別訪問や文書により公共下水道への接続を促しています。

## (5) 土壌汚染の対策

土壌汚染対策法は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の 25 物質による土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務づけています。その結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を要措置区域に、おそれがない区域を形質変更時要届出区域として指定します。なお、要措置区域では、汚染の除去など必要な措置を指示すること等が定められています。

また、府条例では、土壌汚染対策法の仕組みを基本に、ダイオキシン類を調査対象物質に追加したほか、土壌汚染調査に独自の調査機会を追加するなど土壌汚染対策法を補完し、よりきめ細かな土壌汚染対策を規定しています。

なお、土壌汚染対策法については、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充や適正処理のための搬出土壤に関する管理票制度の義務化、汚染土壤処理業の許可制導入（汚染土壤処理業の許可制は平成 21 年 10 月 1 日に施行）等を盛り込んだ改正土壌汚染対策法が平成 21 年 4 月 24 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日に全面施行されました。

平成 22 年度は、形質変更時要届出区域に 8 件指定し、形質変更時要届出区域の指定を 2 件解除しました。

## 2. 人と自然との共生

### (1) 里山の保全

#### ① 森林ボランティアの育成事業

津田山を主なフィールドとして、市域の里山保全に携わる森林ボランティアを育成する目的で、講義と実習で構成された「里山講座『知って守ろう！枚方の里山』」(連続講座)を、平成22年10月から翌年の3月までの6回、30人の受講者で開催しました。



#### ② 里山保全の普及・啓発イベント

東部地域の豊かな自然を守り、里山を保全していくため、多くの市民が里山の自然とふれあえるイベントとして「秋の里山散策とピザ作り～暮秋の里山へ美と味を訪ねる～」(平成22年11月6日、参加人数51人)、津田生涯学習市民センターとの共催イベント「里山散策『三国境2010』」(平成22年7月26日、参加人数26人)「歴史探訪」(平成22年10月14日、参加人数40人)を開催し、東部地域の自然や歴史等を紹介するとともに、里山を保全していくための情報発信を行いました。

### (2) 鳥獣の保護

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可及びメジロの飼養登録に係る事務を行っています。イタチやカラスなどの有害鳥獣の捕獲許可の件数は34件、メジロの飼養登録の件数は9件でした。

近年増加している野生化したアライグマは、農作物の食害や動物由来感染症媒介の危険性、さらに生態系への悪影響が懸念されることから、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、特定外来生物に指定され、飼育・運搬・販売・譲渡・輸入などが規制され、すでに定着している場合は防除することになっています。

「大阪府アライグマ防除実施計画」に基づき、大阪府と連携し防除をおこなっており、平成22年度は15頭を捕獲しました。

### (3) 自然保護啓発事業

#### ① 自然観察会

##### ア. 水辺の楽校がっこう(天野川のいきものを観察しよう！)

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、水辺の楽校(平成22年7月24日、参加人数：児童・保護者91人)を大阪府枚方土木事務所、枚方いきもの調査会(メダカと魚部会)との共催で開催し、水生生物の観察や水質調査などを行いました。



## イ. 夏休み山田池公園昆虫教室

山田池公園に生息する昆虫を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、夏休み山田池公園昆虫教室（平成22年8月28日、参加人数：児童・保護者35人）を（財）大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会（昆虫部会）との共催で開催し、昆虫の観察や講演会などを行いました。



## ウ. 秋の自然を探してみよう～葉っぱや木の葉でナチュラルアート～

山田池公園に生息・生育する野鳥や植物を通じ自然環境の大切さを学ぶイベント（平成22年11月20日、参加人数：児童・保護者28人）を淀川自然クラブとの共催で開催し、野鳥や植物の観察、植物の葉や木の葉を使った工作などを行いました。



## ② 枚方の自然から考える生物多様性～COP10名古屋会議から見たもの～

枚方に残る河川や里山などの身近な自然を通じ「生物多様性」についての認識を高めることを目的に、メセナひらかた会館大会議室で講演会（平成23年12月17日、参加人数：97人）を開催し、第1部で「COP10と枚方の接点をさぐる」（講師：夏原由博 名古屋大学大学院教授）、「枚方の足下から考える生物多様性・どう取り組むのか」（講師：佐久間大輔 大阪市立自然史博物館学芸員）をテーマとした講演、第2部で「歴史と生物が息づく川・里山とともに暮らす枚方」をテーマとしたパネルディスカッションを行いました。





### 3. 安全で良好な都市環境の形成

#### (1) 農地の保全

##### ① エコレンゲ米生産支援事業

本市では、環境にやさしい農業を推進し、市民により安心して安全な農作物を供給するとともに、付加価値を付けることにより農業振興に寄与することを目指しています。そこで、平成11年度からレンゲ草を有機肥料として使うことにより、施肥量の軽減を図ることができる「レンゲ栽培米」への取り組みを始めました。平成22年度からの「レンゲ栽培米」は、大阪エコ農産物認証を得てエコレンゲ米「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。

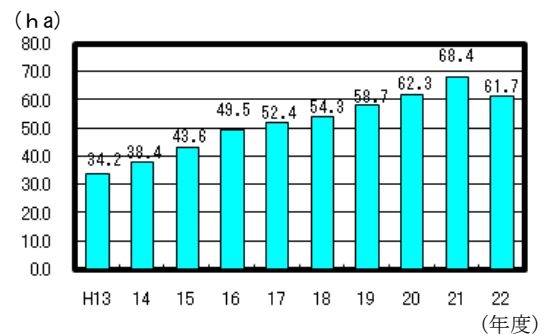
また、レンゲ栽培は、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持ってもらえるものと期待されます。

平成22年度は、レンゲ種子購入185農家、レンゲ種子播種面積61.66haでした。図2-3-1にレンゲ種子播種面積の推移を示します。

また、平成22年度は、レンゲ栽培米の大阪エコ農産物承認申請（集団申請）を、北河内農業協同組合代表理事組合長を栽培責任者として91農家で行いました。

今後も引き続き、農家に対する支援やPR活動を実施し、播種面積の拡大を図ります。

図 2-3-1 レンゲ種子播種面積の推移



##### ② エコ農産物普及拡大事業

エコ農産物普及拡大事業は、大阪エコ農産物認証制度を普及・拡大することにより、減農薬、減化学肥料の環境にやさしい農業を推進し、市民により安全な農産物を供給することを目的としています。また、農産物に付加価値を付けることにより本市の農業振興にも寄与しています。

大阪エコ農産物認証制度とは、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を大阪府知事が認証し、図のように表示して販売できる制度です。

申請の受付は、市町村協議会を通じて行いますが、本市においては、平成16年5月に枚方市エコ農産物推進協議会を設立し、取り組みを始めました。

なお、平成22年度は、個人申請は延べ75農家・延べ335作物・作付面積1,222.32aの申請があり、集団申請はレンゲ栽培米91農家・2,980.65a、黒枝豆4農家・20aの申請がありました。また、PRのため、枚方産大阪エコ農産物販売会を2回開催し、エコレンゲ米「しあわせのれんげっ娘」も販売されました。



大阪エコ農産物認証マーク

## (2) 農と市民の交流

### ① 市内農産物の学校給食への利用促進

平成13～22年度における市内農産物利用実績の推移を表2-3-1に示します。

今後も市内農産物の学校給食への利用を推進し、地産地消を図ります。

表2-3-1 市内農産物の学校給食への利用実績

(単位:トン)

品目 年度	米 (レン ゲ栽培 米含 む)	キャ ベツ	玉葱	大根	えんどう 豆	白菜	レン コン	さつま いも	じゃが いも	九条 葱	ほう れん 草	チンゲ ンサイ	冬瓜	なす	小松 菜	黒米
13	43.0	2.6	16.5	1.9	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	46.3	2.8	22.1	2.3	0.3	1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15	47.6	2.7	25.4	3.0	0.3	2.5	0.6	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—
16	47.2	2.7	30.2	3.2	0.3	5.1	0.6	0.8	1.0	—	—	—	—	—	—	—
17	45.7	2.2	24.3	3.8	0.3	5.1	0.8	1.1	2.0	1.4	0.7	—	—	—	—	—
18	48.0	3.3	33.2	5.2	0.3	3.3	0.8	1.5	2.5	1.6	0.9	0.6	1.4	—	—	—
19	46.7	2.7	34.6	4.8	0.3	3.2	0.8	1.4	2.5	1.0	0.9	0.7	1.1	0.2	—	—
20	48.0	0.2	28.4	4.5	0.3	3.2	0.9	1.4	2.0	1.2	1.0	0.7	0.9	0.2	0.6	0.1
21	46.6	1.5	28.2	4.0	0.3	2.8	0.7	1.2	1.7	1.2	0.9	0.9	1.1	0.2	0.4	0.1
22	45.5	0.2	25.0	4.8	0.2	3.1	0.02	1.1	1.7	1.0	0.7	0.8	1.4	0.2	1.1	0.1

## 4. 快適な環境の創造

### (1) 環境美化の推進

#### ① 屋外広告物対策の推進

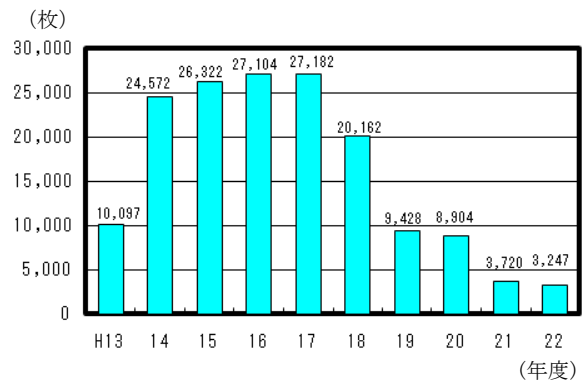
本市では、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、大阪府屋外広告物条例により、違法な簡易屋外広告物の除却に関する事務の移譲を受け、道路上等の公共物に取り付けられている「はり紙」「はり札等」「広告旗」「立看板等」を日常的に撤去しています。

また、市長が代表幹事を務める「枚方市不法屋外広告物等対策協議会」を設置し、一斉撤去活動や啓発活動を行うとともに、地域の住民が自らの手で自らの環境を美化する取り組みとして、平成15年10月以降「枚方市不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度」を運用し、市民等による撤去活動を支援しています。この推進団体に登録している団体数は、平成23年3月31日現在、47団体182人となっています。

こうした取り組みにより、平成22年度に撤去した不法屋外広告物は図2-4-1に示すように3,247枚で、前年度(3,720枚)の約13%の減少となっています。

一方、市内各所で見られる落書きについては、その規模等に関わらず地域的美観・景観や環境を損なうものであり、本市にも苦情が寄せられており、広報ひらかたを活用し広く市民へ現状把握のための協力を呼びかけました。また、屋外広告物の一斉撤去活動を行うことにあわせた職員等による落書きの消去活動や、管理者への消去要請を行いました(2か所2回)。しかし、落書き行為は、夜間、人通りのない場所に突発することが多く、いまだ本市が知り得ていない多くの落書きが潜んでいるものと思われ、今後とも継続した落書き消去や積極的な防止対策を行っていきます。

図2-4-1 不法屋外広告物撤去数の推移



## ② ごみの不法投棄対策

本市では、ごみの不法投棄に対処するため、日常的なパトロールを行うとともに必要に応じて警告看板を設置するなど、不法投棄しにくい環境整備に努めるなどの未然防止対策を実施しています。

また、不法投棄が頻発する場所については監視カメラを設置する対策をとるほか、早期発見・収集を実施するため、企業・自治会等へ情報提供の協力を呼びかけました。平成 22 年度は、337 件の情報提供を受けました。

不法投棄した者が特定された場合は、その者に 原状回復をさせるなどの措置を行い、特に悪質な不法投棄が発生した場合は、関係機関と連携し、対応しました。平成 22 年度は 4 件の不法投棄に対応しました。

不法投棄収集・処理状況の推移は表 2-4-1 に示すとおりで、平成 22 年度の受付件数は、384 件と前年度より約 22%減少しました。

また、不法投棄されたごみの種類別収集・処理状況の推移（委託処理分及び市施設搬入分）は表 2-4-2、表 2-4-3 のとおりです。平成 22 年度は前年度と比べ、可燃ごみ、不燃ごみともに減少しています。この結果は、不法投棄禁止の啓発活動の浸透が要因と考えられます。

一方、不法投棄された家電 4 品目（冷蔵庫、洗濯機、テレビ、クーラー）の収集状況の推移は表 2-4-4 のとおりで、平成 22 年度は前年度と比べ、4 品目合計では増加（合計で約 23%の増加）しており、年間合計で 245 台となっています。これは、地上デジタル放送化によるテレビの買換えによるものと考えられます。

表 2-4-1 不法投棄収集・処理状況の推移  
(まち美化推進課分室での対応分)

年度	受付件数 (件)	収集処理件数 (件)	パトロール (回)
14	749	683	66
15	773	726	47
16	782	695	76
17	580	532	116
18	629	590	193
19	482	451	116
20	398	394	170
21	494	490	302
22	384	380	252

表 2-4-2 種類別収集・処理状況の推移委託処理分  
(まち美化推進課分室での対応分)

年度	鉄屑等 (トン)	消火器 (本)	ガスボンベ (本)	廃タイヤ (トン)
14	21.16	184	10	14.24
15	17.80	100	0	12.98
16	8.30	35	0	7.56
17	18.00	22	13	5.28
18	11.39	24	0	6.02
19	11.53	22	4	4.35
20	1.94	98	0	4.98
21	1.88	0	0	3.24
22	2.22	76	0	2.77

表 2-4-3 種類別収集・処理状況の推移  
(市施設搬入分)

年度	可燃ごみ(トン)	不燃ごみ(トン)
14	11.14	54.24
15	5.84	64.55
16	3.27	40.64
17	8.67	26.31
18	3.27	41.51
19	2.04	31.60
20	1.79	40.21
21	6.56	18.56
22	0.3	12.81

表 2-4-4 家電 4 品目収集状況 (台)

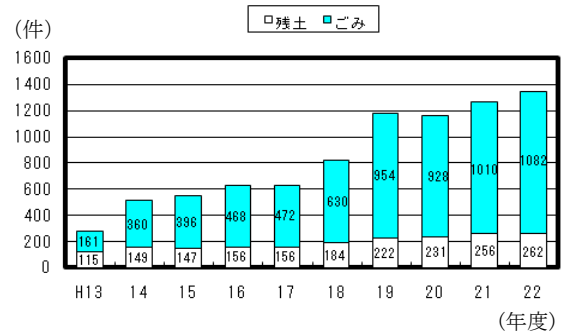
年度	冷蔵庫	洗濯機	テレビ	クーラー	合計
14	69	58	121	28	276
15	65	48	116	25	254
16	95	59	129	27	310
17	67	36	120	24	247
18	41	40	117	3	201
19	49	21	96	1	167
20	49	26	97	3	175
21	48	8	135	9	200
22	34	13	196	2	245

### ③ 地域清掃

自治会やボランティア団体による公共の場所における清掃活動に対する支援として、ゴミ袋の支給やごみの収集を行っています。

地域清掃に参加する団体は増加しており、平成22年度の実施件数については、ごみ1,082件、残土262件で、前年と比較して増加しました(図2-4-2参照)。

図 2-4-2 地域清掃の実績の推移

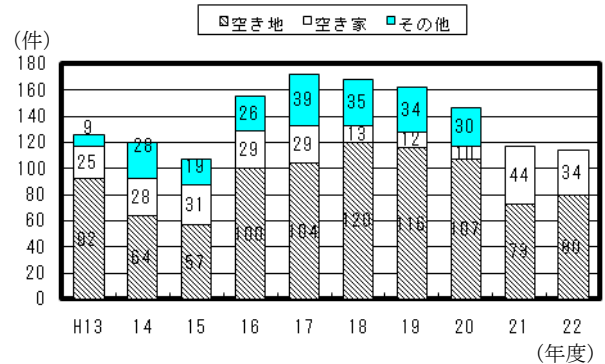


### ④ 空き地等の管理指導

本市では、空き地の放置に伴う雑草の繁茂により、火災、犯罪及びごみの不法投棄の誘発、蚊、ハエ、ねずみ等の発生、また交通上の支障を来すおそれ等のないよう、空き地の所有者に対し、草刈りや柵の設置等適正な管理をするよう指導しています。

また、空き家・廃屋の放置についても、子どもの立ち入り等による事故や火災の発生、雑草の繁茂による害虫の発生等で近隣住民に危害を及ぼさないよう、所有者に対し、戸締まりや雑草の刈り取り等十分な整備と管理をするよう指導しています。

図 2-4-3 空き地等の管理についての苦情・要望取扱件数の推移



空き地等の管理についての苦情要望取扱件数の推移は図2-4-3に示すとおりで、平成17年度以降は微減傾向にあります。

平成22年度の空き地等の管理についての苦情・要望は、空き地が80件、空き家が34件の計114件ありました。

⑤ 枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例の施行状況

ごみのポイ捨てや犬のふんの放置は、社会全体の問題として、しばしば新聞やテレビ等で取り上げられています。本市では、これらの行為を防止するため、平成14年に枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例を施行し、以後、継続的な啓発活動によりその周知徹底に努めています。

平成22年度は、緊急雇用創出基金事業を活用した街頭啓発活動(248回)、啓発看板の配布(犬のふん防止368枚、ポイ捨て防止76枚)、

犬のふんの防止対策「イエローカード作戦」に関する支援、広報ひらかたやエフエムひらかたを活用した啓発などを行いました。

また、同条例では、自動販売機で飲料や食物を販売しようとする者に対し、自動販売機設置の届出や空き缶等の回収容器の設置等を義務付けています。これまでの届出の状況は、表2-4-5のとおりです。なお、平成23年3月31日現在、本市域に設置されている自動販売機の届出件数は3,807台です。

表2-4-5 自動販売機設置等届出件数

年 度	新規届出	廃止届出	変更届出
14	2,508	48	0
15	315	132	0
16	202	64	0
17	826	261	0
18	93	64	0
19	74	46	0
20	400	46	0
21	97	53	0
22	6	0	0

⑥ 枚方市路上喫煙の制限に関する条例の施行状況

本市では、枚方市路上喫煙の制限に関する条例(平成20年10月1日施行)により、公共の場所における歩行喫煙を禁止するとともに、特に人通りの多い区域を路上喫煙禁止区域に指定(枚方市駅と樟葉駅周辺の一部)し、その区域内での喫煙を禁止しています。同条例では、過料等の罰則は導入せず、違反者への直接指導など様々な啓発活動により、その実効性を確保しています。

平成22年度は、緊急雇用創出基金事業を活用した街頭啓発活動(248回)、広報ひらかたへの啓発記事の掲載(8回)、エフエムひらかたを活用した啓発放送(30回)、ポスターや啓発看板の配布などを行いました。

⑦ アダプトプログラム制度の実施

本市では、環境美化に対する意識の改革を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度からアダプトプログラムを試行し、平成14年より本格実施しています。

平成22年度は、41団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。

また、市内の公園・緑地等において、地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく公園・緑地アダプト制度を推進しており、平成23年3月31日現在、123団体(183公園)が活動しているほか、国のボランティアサポートプログラム(3団体/3か所)、大阪府アダプト・プログラム(33団体/34か所)について3者協定を締結し市民・事業者等の活動を支援しています。

## 5. 循環を基調とする社会システムの実現

### (1) 廃棄物の発生抑制

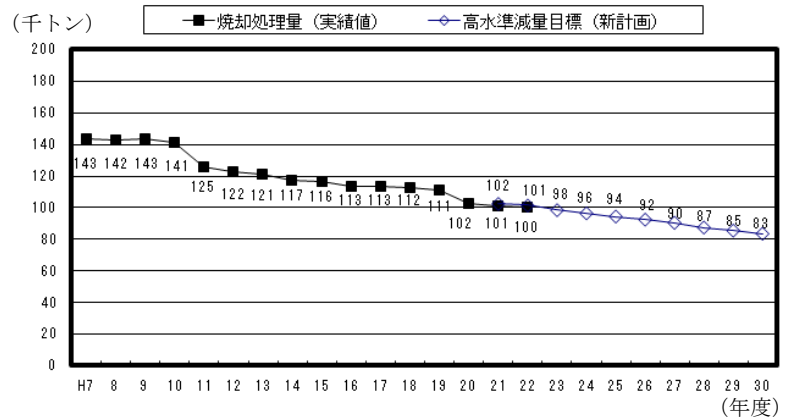
#### ① 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）の推進

本市では、「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」において、「高水準減量目標」として、「焼却ごみ量を平成30年度までに8万3千トンまで減量」を設定しています。

図2-5-1に高水準減量目標と焼却処理量の推移を示します。

なお、平成22年度の焼却ごみ量は、約10万トン（平成22年度目標値：10万1千トン）で、目標を達成しました。

図2-5-1 高水準減量目標と焼却処理量の推移



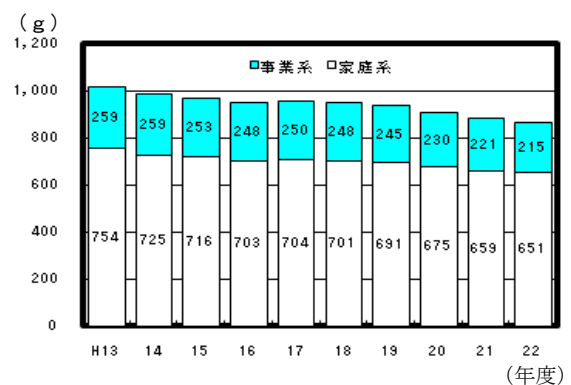
#### ② 発生・排出の抑制

図2-5-2に示すように、1人当たりの1日ごみ量（家庭系+事業系）は前年度と比べ減少しています。

焼却ごみの半減を実現させるためにはスマートライフに徹することが重要であり、減量に向けたキーワードとして、4つのRの行動を推進し、スマートライフの普及・啓発（ごみを減らして環境にやさしい生活）事業を行っています。

平成22年度は、市民に対してレジ袋削減等の各種キャンペーン、市内の小学校4年生等を対象とした環境学習、市民を対象とした生ごみ堆肥化講習会、市民、職員対象のスマートライフ研修等を年間168回、延べ25,236人の市民等を実施しました。

図2-5-2 1人当たりの1日ごみ量の推移



#### 4つのR

- リフューズ [Refuse]：ごみになるものは、受け取らないようにしましょう。
- リデュース [Reduce]：本当に必要なものを必要な量だけ買うようにしましょう。
- リユース [Reuse]：繰り返し使えるものを選び、また、すぐに捨てないで繰り返し使しましょう。
- リサイクル [Recycle]：きちんと分別してお店や再生資源集団回収に出しましょう。

## ア. 生ごみ堆肥化事業の促進（減量業務室）

家庭系ごみ中には生ごみが約40%含まれており、生ごみ堆肥化の推進による減量効果は大きく、生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）と有用微生物群（EM）容器について、NPO法人に委託し、生ごみ堆肥化を推進しています。

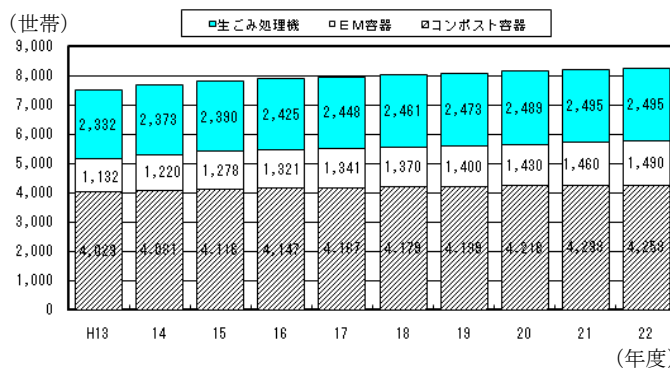
平成22年度におけるコンポスト容器、EM容器及びダンボールによる堆肥化のモニター貸与数は表2-5-1に示すとおりです。

また、平成22年度までの堆肥化事業累計世帯数を図2-5-3に示します。

表2-5-1 平成22年度におけるコンポスト容器等モニター貸与数  
(世帯数)

制度の種類		H22実績値
モニター貸与	コンポスト容器	20
	EM容器	30
	ダンボールによる堆肥化	40

図2-5-3 堆肥化事業の累積世帯数の推移



コンポスト容器



EM容器



生ごみ処理機  
(平成21年度で事業終了)

## イ. 廃棄物減量等推進員

本市では、ごみの減量や啓発など地域と行政とのパイプ役として活動していただく廃棄物減量等推進員を選任しています。小学校区ごとに校区コミュニティ協議会を通じて推薦を順次依頼しており、平成23年3月31日現在、45校区510名を選任しています。

平成22年度は、本市は推進員に対し、市内を8ブロックに分けて懇談会を実施しました。

## ウ. 事業系ごみの減量指導

事業系ごみの減量のため、枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則により、月平均2.5トン以上の一般廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者として、減量指導を行っており、平成22年度は、多量排出事業者87事業所に対して、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物減量等計画書の作成を求めるとともに、37事業所に立入検査を実施しました。

また、廃棄物管理責任者を対象に研修会を実施し、減量指導を行いました。

多量排出事業所以外の事業所においても、適正なごみ処理と減量を推進するため、「事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル」を配布し啓発を行いました。



### ③ 市役所関係の施設からのごみ排出抑制に向けた取り組み

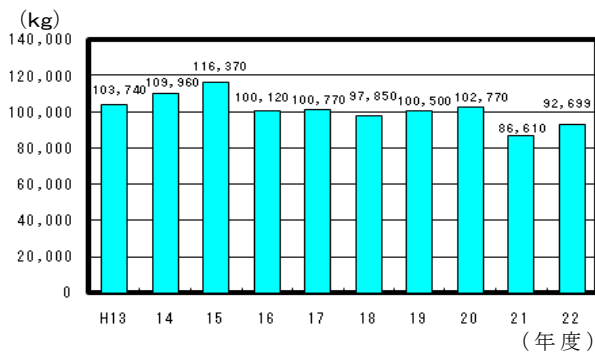
市役所本庁舎内の廃棄物を減量するため、平成12年1月より各職場にあったごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しています。

また、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、職員が分別した古紙の回収を行っています。平成22年度は92,699kg回収しました。図2-5-4に古紙回収量の推移を示します。そのほか、保存年限の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレトーパーなどにより、再資源化を図っています。

平成20年2月からは、全市対象にペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を開始したこととあわせ、市関係施設から排出された廃プラスチック類についても、産業廃棄物として適正処理及び資源化処理を行うことを目的に分別収集・処理を実施していることにより、可燃ごみはピーク時に比べて30%近く削減できています。

また、平成22年度は、本市職員を対象に44人の参加のもと「スマートライフ」研修を実施しました。

図 2-5-4 古紙回収量の推移



古紙回収の様子

## (2) 再使用・再生利用の促進

### ① 資源ごみの回収

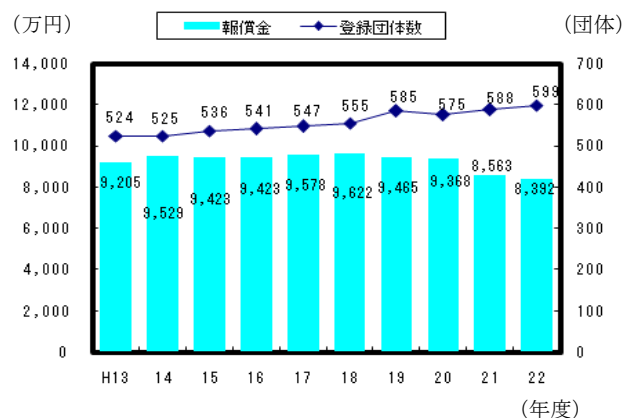
#### ア. 再生資源集団回収報償金制度

平成6年7月から、古紙と古布の資源化により、ごみ減量の促進とごみ問題の意識向上を図るため、子ども会や自治会などの団体が自主的に行っている再生資源の集団回収に対して報償金を交付しています(図2-5-5参照)。

平成22年度における、本市の集団回収量は約20,991トン(市が処理するごみの量の約19.3%)で、1人当たりの1年間回収量は約51.1kgです。集団回収で集められた古紙の量(約

19,588トン)は、直径14cm、高さ8mの立木391,760本分に相当します(参照:(財)古紙再生促進センター資料)。平成22年度の登録団体数は599団体で、報償金額は83,915,900円です。

図 2-5-5 再生資源の集団回収に対する登録団体及び報償金

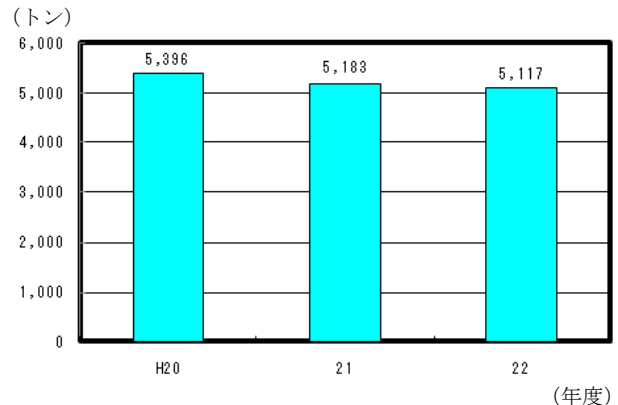


## イ. ペットボトル・プラスチック製容器包装収集事業

本市では、平成20年2月からペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を始めました。平成22年度は約5,117トンを集集し、「北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）」に搬入後、中間処理（圧縮、梱包）をしています（図2-5-6参照）。

中間処理されたペットボトルとプラスチック製容器包装は財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化、再商品化されています。

図 2-5-6 ペットボトル・プラスチック容器包装分別収集量



## ② リサイクル事業の推進

### ア. リサイクル工房の活用

村野リサイクル工房では、自転車・木工・衣類のリフォーム、おもちゃの診療所、生ごみの堆肥化など市民ボランティアによる活動が行われており、5団体が活動しています（表2-5-2参照）。

また、日常の活動以外にも「村野リサイクル工房発表会」や「ごみ減量フェア」などのイベントに参加し、市民にごみ減量を啓発しました。

表 2-5-2 村野リサイクル工房での市民ボランティアによる活動

団体名	活動内容
枚方エコサイクル	駅前等で放置された自転車等を整備点検し、年間約 350 台の販売修理を行いました。
きつつき	夏休み及び春休みに親子木工教室を開催しました。
いろどり	秋に衣料教室を開催しました。
おもちゃの診療所	年間 48 件の壊れたおもちゃの修理を行いました。
エコ・スマイルひらかた	推計で年間 20,556kg の生ごみの堆肥化に関与しました。

表 2-5-3 南部生涯学習市民センターでの市民啓発事業 (同センター活動委員会主催)

実施日	講座名	内容	参加者数 (人)
平成22年 5月23日	健康グッズをつくる	建築現場で出た青森ヒバを使って木工製品を作る。	10
平成22年 8月17日 8月18日	夏休み・こども木工教室		67
平成22年11月22日	インテリア和風電気スタンドをつくろう		17
平成23年 2月20日	万能イスをつくろう		23

## イ. 学校給食関係ごみ減量の推進

本市の学校給食では、ごみの発生抑制、再使用・再生利用等により、資源の循環や燃焼ごみの減少を目指した取り組みを行っています。

学校給食の牛乳のびんを再使用して供給しているほか、食材の梱包ダンボールやびん、缶をリサイクル処理業者に処理を委託しています。揚物に使った後の廃油は液体石鹼として再生し、それを調理場で食器や食缶等の洗浄に使用しています。

また、川越小学校、平野小学校、蹉跎西小学校、小倉小学校、山田東小学校、中宮小学校、西長尾小学校、蹉跎東小学校、伊加賀小学校及び牧野小学校に設置した生ごみ処理機では、調理途上から出る生ごみ及び残菜を堆肥化し、学校の花壇等で活用することで環境教育にも役立っています。

## ウ. 熔融スラグの有効利用

東部清掃工場では、灰中のダイオキシン対策及び減容化を目的として、ごみを焼却処理した際に排出される焼却主灰及び集じん飛灰を熔融処理しており、熔融で得られたスラグを今後有効利用していくため、平成 22 年度は、J I S 規格の適合について、品質管理試験を 12 回実施しました。

また、スラグの実用効果等の試作、研究、検討に資するため、サンプル提供に関する指針を定めて、民間事業者や研究機関に提供する制度を設けています。

## (3) エネルギー

### ① 公共施設での太陽光発電システムの活用

エネルギーの効率的な利用のため、公共施設では太陽光発電を行い、発電した電気を施設内の設備に利用しています。

22 年度は、平成 23 年 2 月に開成小学校、蹉跎西小学校、樟葉北小学校、山田東小学校、藤阪小学校、長尾小学校及び東香里小学校に出力各 20kW の太陽光発電システムを設置し、システムの合計出力は 380kW となりました。平成 23 年度には、第三中学校への太陽光発電システムの完成を予定しています。

### ② 東部清掃工場でのエネルギーの有効活用

東部清掃工場では、ごみを焼却した際に発生する廃熱を利用し、発電を行っています（最大能力4,500kW）。発電した電力は、工場で使用するほか、余剰電力を売電して、エネルギーの有効利用を図っています（表2-5-4参照）。

表 2-5-4 平成 22 年度における東部清掃工場での発電量

発電量 (kWh)	発電した電気の使用方法
31, 274, 700	場内電気使用設備の電力、売電

## 6. 地球環境の保全

### (1) 地球温暖化対策地域推進計画

平成 17 年 2 月に京都議定書が発効したことを受け、温室効果ガス排出量を平成 2 年（1990 年）（代替フロン類は平成 7 年（1995 年））比で 6%削減するという国内目標を達成するため、市民・事業者・行政がビジョンを共有し、市域全体での温室効果ガス排出抑制の取り組みを推進していかなければなりません。そのための総合的かつ具体的な道標として、平成 19 年 6 月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

同計画における温室効果ガス排出量の抑制目標は、平成 24 年度（2012 年度）の二酸化炭素排出量を、平成 17 年度（2005 年度）の排出量から 17%削減し、平成 2 年度（1990 年度）の排出量まで抑制することです。また、平成 42 年度（2030 年度）には、二酸化炭素の排出量を平成 2 年度（1990 年度）比マイナス 50%に抑える長期的な到達点を示しています。

なお、平成 20 年度の本市域における二酸化炭素排出量は、約 143 万 t-CO<sub>2</sub>で、平成 17 年度（2005 年度）の二酸化炭素排出量約 162 万 t-CO<sub>2</sub>に比べ約 19 万 t-CO<sub>2</sub>減少しています。

#### ① 枚方市地球温暖化対策地域協議会～ひらえこproject～

「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を推進していくうえで、その推進体制の中核として位置付けられる「枚方市地球温暖化対策協議会」（以下「協議会」）を、平成 21 年 4 月に市内事業者 88 社と本市で設立しました。

平成 22 年度は市内事業者と行政が連携・協力し、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向けた取り組みを協議・実践しました。会員数は、平成 23 年 3 月末現在 109 社です。

#### ア. 総会

協議会の平成 22 年度総会を平成 22 年 5 月 31 日にラポールひらかたで開催しました。当日 54 社の会員の参加があり、平成 21 年度事業報告及び、平成 22 年度事業計画などを決めました。

#### イ. 温暖化対策の取り組み

##### (ア) 緑のカーテン

事務所や工場等の壁面をつる性植物で覆い、直射日光を防ぐ緑のカーテンを設置しました。

##### (イ) 環境に配慮した製品やサービスの普及（グリーン購入）

金融機関でのエコ住宅支援ローンや小売店でのエコバックの推奨など、環境に配慮した製品の販売・開発やサービスの提供を行いました。

また、グリーン購入法に適合した用紙やグリーン電力の購入など、環境に配慮した製品の購入やサービスの利用を推進しました。

(ウ) 温暖化防止の集中取組み

環境月間（6月）や地球温暖化防止月間（12月）の時期に合わせ、普段行っている空調の適正温度設定や昼休み等の一斉消灯、従業員への環境教育などの温暖化対策の取組みを、より一層推進するため、会員企業で一斉に取り組むを行いました。

(エ) エコ通勤

会員企業の従業員に、エコ通勤のメリットなどの情報を提供し、自発的に通勤形態を公共交通機関へ転換を促すことを目的に、モビリティ・マネジメント（一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策）の考えに基づくエコ通勤に関するアンケートを行いました。

ウ. 温暖化対策に関するセミナー等の開催

平成 22 年度は、専門家を招き、表 2-6-1 に示す温暖化対策の取組みに関するセミナーを開催しました。

表 2-6-1 平成 22 年度協議会温暖化対策セミナー

開催日	テーマ
平成22年5月31日	低炭素都市の実現に向けて
平成22年9月29日	省エネ・CO <sub>2</sub> 削減セミナー ～J-VER制度の活用～
平成23年1月19日	省エネセミナー ～不況を乗り越える省エネ実践～

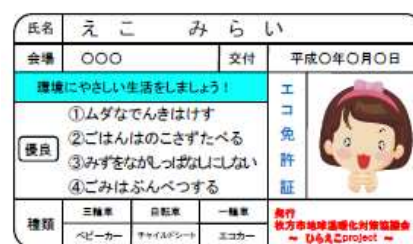
エ. 広報事業

協議会や会員企業の環境に配慮した取組みを広く市民に周知することを目的に、平成 23 年 2 月 19 日及び 20 日に、くずはモールにおいて『省CO<sub>2</sub>イベント「環境広場」』を開催しました。会場では、エネルギー事業者によるブース展示や、環境にやさしい約束をしてくれた子どもへの「エコ免許証」の発行などを行いました。



また、会員企業が取り組んでいる環境活動や環境目標をわかりやすく紹介する資料を各企業において作成し、パネルにして、「環境広場」及び以下のイベントで活用しました。

- ・ひらかたNPOフェスタ 2010（平成 22 年 10 月 17 日）
- ・2010 ごみ減量フェア（平成 22 年 11 月 24 日）
- ・ひらかたエコフォーラム 2011（平成 23 年 2 月 5 日）



エコ免許証

## オ. その他

「CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン」や「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2011」を本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携して実施しました。

### (2) 枚方市役所CO<sub>2</sub>削減プラン ～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市役所の事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を策定しました。平成19年6月に後継計画として、「枚方市役所CO<sub>2</sub>削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進しています。

この計画では、温室効果ガスのうち二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンを対象にしています。また、計画期間を平成24年度までとしており、削減目標を表2-6-2のとおりに定めています。

表 2-6-2 枚方市役所CO<sub>2</sub>削減プランの削減目標

	平成 17 年度 (基準年度)	平成 24 年度 (目標年度)
温室効果ガスの排出量	66,241 t-CO <sub>2</sub>	54,980 t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガスの削減量 (削減率)	基準年度	11,261 t-CO <sub>2</sub> (17%)

平成 22 年度に本市の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)換算で 53,113 t-CO<sub>2</sub>でした。基準年度である平成 17 年度と比較すると 13,128 t-CO<sub>2</sub>、19.8%の削減となっています。

平成 22 年度の主な発生源別の温室効果ガス排出量は、表 2-6-3 のとおりです。電気の使用に伴う排出量が 45%と最も多く、次に一般廃棄物の焼却に伴う排出量が 39%となっています。

表 2-6-3 排出源別温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算 (t-CO<sub>2</sub>))

発生源の種類	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
電気の使用	23,723	44.7
一般廃棄物の焼却	20,634	38.9
都市ガスの使用	6,392	12.0
ガソリン・軽油の使用	1,004	1.9
灯油の使用	686	1.3
その他	674	1.2
総排出量	53,113	100

### (3) グリーンニューディール基金の活用

地球温暖化対策の推進を目的に、平成 22 年 3 月に創設した「枚方市グリーンニューディール基金」及び「大阪府グリーンニューディール基金市町村補助金」を活用し、市域における低炭素化の推進を図るための事業を実施しました。

#### ① 住宅用太陽光発電システムの設置及び建物の断熱化の促進

住宅における二酸化炭素排出量削減のため、平成 22 年度新たに太陽光発電システムの設置と窓の断熱改修を併せて実施する市民に対して、設置等に要する経費の一部を補助する「枚方市住宅用太陽光発電システム設置及び窓の断熱改修補助」制度を設け、23 件の補助を行いました。

#### ② 市役所本庁舎の省エネ改修

市役所庁舎における二酸化炭素排出量削減のため、本館・別館（1 階、2 階の一部）の照明器具を高周波点灯蛍光灯（Hf 照明）に、誘導灯の一部を LED 照明に更新しました。また、階段及びトイレの照明器具には、人の存在を検知する人感センサーを設置しました。

さらに、本庁舎の空調設備を省エネ効果の高い高効率な機器に更新しました。

#### ③ 道路照明 LED 化事業

道路の照明による二酸化炭素排出量削減と地球温暖化防止に向けた取り組みの重要性を市民に啓発するため、樟葉駅周辺の道路照明 20 灯を省エネ効果の高い LED 照明化しました。

### (4) 「エコ」工場化促進奨励金

地球温暖化対策を推進するため、企業等が太陽光発電システム及び LED 照明を導入する際に要する経費の一部を補助する枚方市「エコ」工場化促進奨励金制度を設けています。

平成 22 年度は、太陽光発電システムを導入する 1 社、LED 照明を導入する 3 社の計 4 社に対し奨励金を交付しました。

### (5) 商店街等の街路灯の LED 化

「商店街等活性化促進事業」により、商店街等が街路灯を LED 化する際に要する経費の一部を補助しています。平成 22 年度はこの補助を受け、9 つの商店街等の街路灯に LED 照明が設置されました。

### (6) 緑のカーテンコンテスト

「緑のカーテン」の普及・啓発を目的に、平成 19 年度から市民による緑のカーテンの取り組みを募集し、「緑のカーテンコンテスト」を実施しています。

平成 22 年度は、45 件の取り組み報告があり、そのうち優れた 7 件（企業・学校部門：最優秀賞 1 件、優秀賞 2 件、個人部門：最優秀賞 1 件、優秀賞 3 件）を平成 23 年 2 月に開催した「ひらかたエコフォーラム 2011」で表彰しました。また、取り組み報告の内容は本市のホームページ等で公開しています。

## 7. 市民、事業者による自主的積極的な行動の促進

### (1) 環境教育・環境学習の推進

#### ① 「保育所・園、幼稚園 環境出前学習」事業

「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマとして掲げている「幼児の学びづくり」を進めるため、幼児が楽しみながら身近な環境に触れ、豊かな感受性をはぐくむ体験型環境学習プログラムとして、市民団体、市民及び市職員が講師となって環境出前授業を実施しています。そのほか、環境紙芝居等の環境学習教材の貸し出しも行っていきます。

平成22年度は、幼稚園も対象として、市内公立保育所11園、私立保育園5園、幼稚園2園で実施しました（表2-7-1参照）。

表2-7-1 「保育所・園、幼稚園 環境出前学習」事業 メニュー

メニュー	内容
メダカのお話	メダカが住む川や生態についてのお話、メダカの飼育指導
クラフトワーク	穂谷の里山で間伐した竹や雑木を利用したクラフトの作成
しぜんハイキング	散策や昆虫、植物の説明を通じての自然体験学習 (22年度は、山田池公園で実施)
ごみのお話	紙芝居3つのお約束（「食べ残しをしない」「片づけをする」「工夫して使う」）の紹介 パッカー車でのごみの収集体験 エコレンジャーショー
環境の話	環境紙芝居、環境カルタの実施 牛乳パックからはがき作り



クラフトワーク  
(トンボのペンダント)



ごみのお話  
(ごみの収集体験)



しぜんハイキング

#### (2) ひらかたエコライフキャンペーン

省エネルギー対策の一環として、「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施しています。夏季には、ノーネクタイ・ノー上着による軽装（COOL BIZ）の推奨とともに、家庭やオフィス、公共的な場所の適正冷房温度（28℃）の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

冬季には、働きやすく暖かい服装（WARM BIZ）の推奨と、家庭やオフィス、公共的な場所の適正暖房温度（20℃）の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。



### (3) ライトダウンキャンペーン

#### ① CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン

環境省では、平成 15 年より全国のライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼び掛ける「CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。これは、日頃ライトアップに馴れた生活で、いかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考えるきっかけとすることを目的としたキャンペーンです。

本市でもこの趣旨に賛同し、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会と連携して「ライトダウンキャンペーン」を行っています。平成 22 年度は、6 月 20 日～7 月 7 日のキャンペーン期間の取り組みを呼びかけました。

特に、6 月 21 日夏至の日の夜を「夏至ライトダウン」、7 月 7 日の夜を「七夕ライトダウン」として、午後 8 時～10 時の間の消灯を呼びかけました。「七夕ライトダウン」については、本市の呼びかけにより、平成 22 年度より北河内 7 市で一斉に取り組んでいます。

#### ② キャンドルナイト啓発

家庭でのライトダウン（消灯等による節電）を啓発するとともに、手軽に癒しの時間と空間を感じながら「環境への優しさ」を体験してもらうために、アロマキャンドルを使用したキャンドルナイトを実践するモニターを公募しました。実施期間は 6 月 20 日（夏至の日）～7 月 7 日（七夕）とし、71 人からアンケートの提出がありました。



また、学校園では、ふれ愛フリースクエア、留守家庭児童会室、小学校エコ委員会などに集う児童とその保護者及び関係者を対象に、廃ろうそくを利用した持ち帰り用アロマキャンドル作りを行いました。（6 か所で実施、啓発者数 327 人）

そのほか、保育所行事である合宿保育（おとまり保育）時のキャンドルナイト（実施 6 か所、啓発者数 428 人）や、留守家庭児童会室を利用する児童の保護者お迎え時に合わせたキャンドルナイト（5 か所で実施、啓発者数 430 人）では、保護者あてに趣旨を説明する資料を配布し、連絡帳等より児童の様子や保護者の感想を聞きました。

#### (4) ひらかたエコチェックDAY

日常生活での環境にやさしい行動をチェックしてもらうことにより、ライフスタイルを見直すきっかけにしてもらうことを目的に、市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会が共催して、平成22年12月12日に「ひらかたエコチェックDAY」を開催しました。

参加者は8,969人、二酸化炭素削減量としては約7.4トンになりました。



エコチェックシート

#### (5) ひらかたエコフォーラム2011

市内で行われている環境保全活動を共有し、環境に関する市民の関心を高め、市域における環境保全活動の更なる推進を図ることを目的に、「ひらかたエコフォーラム2011」を、平成23年2月5日に、メセナひらかた会館にて、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、本市、本市教育委員会の共催で開催しました。

当日の午前中は環境保全の取り組みを行っている学校や団体、個人の方の表彰及び活動内容の紹介が行われました。午後は、エコチェックDAYの結果報告や団体・事業者の環境の取り組みの報告を聞いて意見を出し合う「わいわい環境市民トーク」などが行われました。また、ロビーでは団体・事業者のブース展示やパネル展示が行われ、会場には合わせて377人の来場がありました。



#### (6) こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぼ」の普及

平成19年度からは、こども版環境家計簿「ひらかた みんなのエコライフつうしんぼ」を作成し、取り組みを行っています。

平成22年度は、応募のあった市内14小学校の4～6年生1,097人から、取り組んだ内容・感想などの提出がありました。この「エコライフつうしんぼ」は、これからの社会を担っていく子どもたちの地球温暖化を始めとした環境保全への興味・関心を高めることを目的としており、子どもが家族の、また家族が子どものエコライフ実践度を相互にチェックすることができます。

